

●蒜山高原スポーツ公園

2015/4/1

施設名	利用時間	区 分			利用区分	使用料(利用形態別)		休日 他
						市内	市外	
テニスコート	9時～22時	施設	専用	一般	1面1時間につき	600	900	水曜日、12月～3月 (積雪状況により利用可能日除く)
				中学生以下		300	450	
		照明設備			1時間につき	1,000	1,500	
多目的グラウンド	9時～22時	施設	専用	一般	全面1時間につき	500	750	水曜日、12月～3月 (積雪状況により利用可能日除く)
				中学生以下		250	370	
				一般	半面1時間につき	250	370	
				中学生以下		120	180	
		照明設備			全面1時間につき	3,000	4,500	
					半面1時間につき	1,500	2,250	
野球場	9時～17時	施設	専用	一般	全面1時間につき	1,000	1,500	水曜日、12月～3月 (積雪状況により利用可能日除く)
				中学生以下		500	1,120	
				一般	半面1時間につき	500	750	
				中学生以下		250	370	
		音響設備			一回につき	1,000	1,500	
サッカー場	9時～22時	施設	専用	一般	全面1時間につき	1,690	2,530	水曜日、12月～3月 (積雪状況により利用可能日除く)
				中学生以下		840	1,260	
				一般	半面1時間につき	840	1,260	
				中学生以下		420	630	
		照明設備			全面1時間につき	3,000	4,500	
					半面1時間につき	1,000	1,500	
グラウンドゴルフ場	9時～17時		個人		一人1回につき	100	150	水曜日、12月～3月 (積雪状況により利用可能日除く)
ミニゴルフ場	9時～17時		個人	9ホール	一人1回につき	1,500	2,250	水曜日、12月～3月 (積雪状況により利用可能日除く)
				18ホール		2,000	3,000	
ゴルフ練習場	9時～21時				1,000円カード	1,000円分	約200球	水曜日 12月29日～1月3日
					3,000円カード	3,400円分	約680球	
					5,000円カード	5,800円分	約1,160球	
青少年研修センター	9時～22時	宿泊室	宿泊利用	一般	一人1泊につき	2,000	3,000	水曜日 12月29日～1月3日 注)暖房設備はございません 宿泊者のご入浴は、原則快湯館をご利用頂きます
				中学生以下		1,000	1,500	
		ミーティング室	専用	一般	1時間につき	100	150	
				中学生以下		50	70	
			宿泊利用	一般	1人1泊につき	2,410	3,610	
				中学生以下		1,200	1,800	
		集会室(食堂)	専用	一般	1時間につき	500	750	
		中学生以下	250	370				
調理室	専用	一般	1時間につき	500	750			
		中学生以下		250	370			
		空調設備	使用料の1.5倍(宿泊使用は使用料に含まれる。)					

●蒜山B&G海洋センター

施設名	利用時間	区 分			利用区分	使用料(利用形態別)		休日 他
						市内	市外	
体育館	9時～22時	アリーナ	専用利用	一般	全面1時間につき	1,330	1,990	水曜日 12月29日～1月3日
				中学生以下		660	990	
				一般	半面1時間につき	660	990	
				中学生以下		330	490	
		個人利用	一般	一人1回につき	300	450		
			中学生以下		150	220		
屋外プール	9時～17時	施設	専用利用	一般	1時間につき	970	1,450	水曜日 9月～翌年6月 注)雨天・雷・水温低下時等営業休止となります
				中学生以下		480	720	
			個人利用	一般	一人1回につき	450	670	
				小・中学生 3歳以上		220	330	
					110	160		

※真庭市スポーツ少年団並びに真庭市体育協会 加盟団体は補助金制度があります。詳細について快湯館 または 真庭市スポーツ文化振興課へお尋ね下さい。

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間となります。
- 2 会場の準備及び片付けに係る使用料は、施設を専用利用する場合には有料となります。
- 3 算出額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 4 営利目的で利用する場合は、倍額となります。
- 5 入場料を徴収して利用する場合は、3倍額となります。

注) 利用申請時間内に準備・片付けを終えてください

(真庭市スポーツ施設条例 抜粋)

・次のような場合の利用は不許可となります。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

注)原状回復義務不履行が予想される場合等

・許可の取消し

- (1) 規則若しくは利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

・原状回復の義務

利用許可申し込み時間内に当該施設等を原状に回復し、搬入した設備等があるときは、これを撤去しなければならない。利用許可の取消し、又は利用停止を受けたときも、同様とする。原状回復義務を履行しないときは、指定管理者が回復し、これに要した費用は、利用者が負担するものとする。

・損害賠償

施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。